

# レンタルサービス契約約款

株式会社レンタルズ

## 第1章 総則

### 第1条(契約約款)

レンタルサービス(以下、本サービスと述べる)は、株式会社レンタルズ(以下、当社と述べる)が提供する賃貸業務支援サービスの名称です。当社は、本サービスの利用に関する契約約款(以下、本約款と述べる)をここに定め、これに基づき本サービスを提供致します。

### 第2条(約款の変更)

当社は、事前の契約者の承諾を得ることなく、本契約を独自に変更することができるものとします。本約款が変更された後のサービス提供条件は、変更後の本約款に拠るものとします。

### 第3条(適用の範囲)

本約款は、本サービスをご利用いただく全ての契約者に適用されます。

### 第4条(本サービス)

本サービスとは、具体的には当社が提供するサービスの内、物件情報管理機能・仲介会社情報管理機能・お客様情報管理機能やホームページ作成支援機能その他の追加機能の全てを指します。なお、当社は、追加機能に関する個別契約約款を別途定めることができるものとします。

### 第5条(用語の定義)

本約款において使用される次の用語は、それぞれ以下の意味で使用されます。

1. 契約者  
当社と本サービス利用契約を締結している法人
2. 本サービス利用契約  
本サービスを利用するために当社と本サービスの利用を希望する利用希望者が締結する契約
3. 電気通信設備  
本サービスを実現するために当社が管理する機械、器具、回線その他の設備
4. 電気通信サービス  
当社と契約者の通信を媒介するサービス
5. ドメイン名  
日本ネットワークインフォメーションセンター、ネットワークソリューションズをはじめとするドメイン割当団体および企業によって割り当てられる組織を示す名前
6. アカウント  
本サービスを利用するために当社が契約者に与えるID
7. 符号  
当社がサービスの契約者を識別する符号(パスワード)

### 第6条(利用資格)

本サービスは、インターネットへのアクセスが可能な全ての契約者を対象としております。

## 第2章 利用契約

### 第7条(契約および申込方法)

1. 本サービスの利用には、当社との本サービス利用契約の締結が必要です。
2. 本サービスの利用を希望する利用申込者は、本約款を承認した上で、本サービスの利用申込みを行うものとします。
3. 本サービスへの利用申込みは、別途定める利用申込書に必要事項を記入した上で当社に提出し、これを行うものとします。
4. 契約者は、本サービスを利用することとなる契約者側の全ての者に対し本約款の内容を遵守させるものとします。万一、本約款に違反する利用がなされた場合、当社は当該契約者の利用資格を取り消すことができるものとします。

### 第8条(最低契約期間)

1. 本サービス利用契約は本サービスの提供を開始する日から起算して3ヶ月を最低利用期間として定めます。また、アカウントと符号を発行し、ご利用可能になった日を本サービスの提供を開始する日とします。尚、本サービスの提供を開始する日は、別途、利用申込書に明記します。
2. 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除又は利用休止があった場合は、当社が定める期日までに、前項の最低利用期間中の残余の期間料金に相当する額を一括して支払う義務を負い、すでに支払い済みの料金がある場合には当社は払戻しを行わないものとします。

### 第9条(利用契約の成立ならびに更新)

1. 本サービス利用契約は、第7条第3項に規定の申込書の受理を当社が承諾した時点で成立するものとします。但し、下記のいずれかに該当する場合、当社は利用申込書の受理を承諾しないか、もしくは承諾後であっても承諾の取消を行うことができるものとします。
  - (1) 本サービスの申込者が当該申込みに係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき
  - (2) 本サービスの申込者が第24条の事由に該当するとき
  - (3) 本サービスの利用申込書に虚偽の事実を記載したとき
  - (4) その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合

2. 第 8 条に定める本サービスの最低利用期間満了以降は、第 28 条に規定の方法による契約解除の手続きがなされるまで、本サービスの契約は以後 3ヶ月単位で自動更新するものとします。

#### 第 10 条 (サービスの開始日)

契約者に対する本サービスのサービス提供開始日は、当社より契約者に対し本サービスの設定情報および識別符号を付与した日とします。

#### 第 11 条 (利用契約に基づく権利譲渡の禁止)

契約者は、本サービス利用契約に基づいてサービスの提供を受ける権利を他の者に譲渡することはできません。

#### 第 12 条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名もしくは名称または住所もしくは居所の他、免許番号や電話番号などに変更があった時は、遅滞なく当社へ届け出るものとします。

#### 第 13 条 (契約者の地位の承継等)

1. 契約者が、法人の合併・分割・譲渡等により地位の承継等があった場合、その承継等があった日から 30 日以内に当社に届け出るものとします。
2. 当社は、前項に規定の届出を受理した場合、その契約者またはその契約者の業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、契約者としての地位の承継を認めるものとします。

### 第 3 章 サービスの利用制限

#### 第 14 条 (サービスの利用制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する重要通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または停止することがあります。又、これらの状況下において、当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部または一部を提供できない恐れが生じたとき、当社は本サービスの全部または一部を停止する措置をとることがあります。

#### 第 15 条 (サービス提供の中断)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。
  - (1) 本サービス用設備の保守上または工地上やむを得ないとき
  - (2) 電気通信サービスの使用が不能なとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、緊急もしくはやむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめその旨を契約者に対し当社が適当と判断する方法により通知するものとします。

#### 第 16 条 (サービス提供の廃止)

1. 当社は、当社の都合により本サービスの全体もしくは特定の種類のサービスを廃止することがあります。契約者は当該廃止について了承するものとします。
2. 当社は、前項に規定の廃止を行うときは、契約者に対し廃止する日の 3ヶ月前までに、その旨を当社が適当と判断する方法により通知します。

#### 第 17 条 (不具合に対する対応)

契約者は、本サービスに関し何らかの不具合を発見したときは、ただちに当社に通知するものとします。なお、対応措置については、契約者と当社で協議の上決定し、これを実施するものとします。

### 第 4 章 料金等

#### 第 18 条 (料金等の適用)

本サービスの契約者は、別途規定する初期費用および利用料金を、当社に支払うものとします。なお、その支払いにともなう振込み費用等は、契約者が負担するものとします。

#### 第 19 条 (初期費用および利用料金)

1. 初期費用は、本サービスを利用開始する際のみ支払われる費用です。初期費用の支払義務は当社が第 9 条の承諾をしたときに契約者に発生するものとします。初期費用は、契約者の物件データの登録や初期設定等に要する作業費用です。尚、当社に一旦納入された初期費用は、その理由の如何を問わず一切返還されないものとします。初期費用の支払いは、作業開始月の翌月末までに行なうものとします。
2. サービスの利用料金は、該当月の初日から末日までの期間について別途ご案内するサービス内容の利用料金を合計した金額であり、その支払は、毎月、月末までに行うものとします。なお、月の半ばからご利用開始の場合には、利用料金は該当月の利用日数による日割り計算にて算出するものとし、その支払は、翌月末までに行うものとします。但し、FNX e-帳票 FAX 通信サービスの利用料金は、該当月の初日から末日までの合計金額とし、その支払は、該当月の翌月末までに行うものとします。
3. サービスの追加費用は、追加サービス利用開始日より費用が発生し、前項に規定の利用料金に加算して、支払うものとします。

#### 第 20 条 (料金等の支払方法)

契約者は、前条に規定の支払いに関し、当社指定の、期日、方法および金融機関に対して支払うものとします。

#### 第 21 条 (延滞利息)

契約者は、料金等その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過して支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息とし

て当社が指定する期日までに支払うものとします。

#### 第 22 条 (消費税)

契約者は、当社に対し料金等の支払いを行う場合は、別に定める料金等の額に消費税相当額(消費税法及び関連法令)を加算してその支払を行うものとします。

### 第 5 章 契約者の管理責任および禁止事項

#### 第 23 条 (利用 ID の管理責任)

契約者は、当社より付与された利用 ID に関し、第三者に譲渡するおよび利用させる、ならびに当社が定めたその付与目的を逸脱して利用する、その他の名義変更や質入等の担保設定を行うことはできません。万が一契約者における利用 ID の管理あるいは使用を原因とする損害が当社に発生した場合は、この賠償責任を契約者は負うものとします。

#### 第 24 条 (禁止事項)

当社は、本サービスの利用に際し次の事項を禁止します。

- (1) 他の契約者または第三者もしくは当社の著作権及び肖像権の侵害
- (2) 他の契約者または第三者もしくは当社への非謗、中傷、脅迫
- (3) 他の契約者または第三者もしくは当社に不利益を与える行為
- (4) 他の契約者または第三者もしくは当社への機器及びネットワークの不正使用及び不正使用の試み
- (5) 他の契約者または第三者もしくは当社へのサービス不能攻撃
- (6) 本サービスの機能を利用して取得した契約者の顧客の個人情報などを不正に利用する行為および漏えいさせる行為
- (7) 公序良俗に反する行為
- (8) 法令に違反するもの、違反のおそれのある行為
- (9) 猥褻(わいせつ)に類する文書・画像・情報等を掲載・発信する行為
- (10) その他、約款の規定に違反する行為で、当社もしくは第三者の業務遂行又は当社もしくは第三者の提供する電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為

#### 第 25 条 (情報の削除)

1. 当社は、契約者が登録、提供した情報等が以下の事項に該当すると判断された場合当該契約者に事前に通知することなく、当該情報等を削除できるものとします。
  - (1) 第 24 条の禁止事項にあたりと判断される場合
  - (2) 本サービスの保守管理上必要であると判断された場合
  - (3) その他、当社の判断により削除の必要がある場合
2. 当社は、第 26 条、第 27 条、第 28 条の利用契約の解約あるいは解除があった場合、当社のシステム上に存在する当該契約者に係る情報等を直ちに削除できるものとします。
3. 本条の規定により、情報等を削除したこと、あるいは削除しなかったことによる契約者もしくは第三者に生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第 6 章 利用停止等および利用契約の終了

#### 第 26 条 (利用の停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を当社が適当と判断する方法により通知し、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払われないうとき。
- (2) 第 23 条および第 24 条に該当する事態が発生した場合。
- (3) 本サービスを直接的または間接的に利用する者が、当該利用に対し重大な支障を与えたまたはその恐れがあるとき。
- (4) その他、当社が不適切と判断した場合においても停止する場合があります。
- (5) 停止期間経過後も前項に該当している場合は、引き続き停止する場合があります。契約者は、前項の通信停止期間中も、所定の利用料金を支払う義務を負います。

#### 第 27 条 (当社が行う利用契約の解除)

1. 当社は、前条の規定によりサービスの利用を停止された契約者が前条の期間中にその事由を解消しない場合は、その利用契約を解除することができます。
2. 当社は、契約者に下記の事由が発生した場合、前条および前項の規定にかかわらず利用の停止及び催告をしないで利用契約を解除することができます。その際、契約者は前項の最低利用期間中の残余の期間に対応する料金に相当する額を一括して支払う義務を負い、すでに支払い済みの料金がある場合には当社は払戻しを行わないものとします。
  - (1) 破産、民事再生、特別清算、会社更生の申立てをなしたまたは他からその申立てをなされたとき。
  - (2) 仮差押、仮処分、競売または滞納処分による差押を受けたとき。
  - (3) 手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき。

#### 第 28 条 (契約者が行う利用契約の解約)

契約者が、本サービス利用の解約を希望する場合は、契約者が希望する契約解除日の 2ヶ月前の月末までに、当社規定の書類を当社に提出し通知することにより利用契約を解約することができます。なお、ご利用の終了日は、毎月の月末日とします。

### 第 7 章 免責

#### 第 29 条 (免責)

1. 当社は、当社の責に帰する事由による個人情報漏洩の事故が発生し、契約者に損害が発生した場合、当該損害の賠償について、契約者と協議してその解決をはかるものとします。なお、当社が当該損害に対する賠償に応じる場合、その賠償額の上限は 当社が契約する「個人情報漏洩保険」に依存するものとします。
2. 当社は、次に定める事項について法律上の一切の責任を問わず賠償責任を負いません。

- (1)本サービスの全部又は一部の履行ができない場合に契約者または第三者に損害が発生した場合
- (2)回線の混雑、その他の理由の如何を問わず、本サービスを利用する契約者が本サービス用サーバに接続できない、あるいは利用できないことにより損害が発生した場合
- (3)第三者が、ログイン名等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより契約者または第三者に損害を与えた場合
- (4)契約者に、第14条、第15条、第25条、第26条、第27条に定める事由により損害が発生した場合
- (5)契約者が本サービスの利用により他の契約者または第三者に損害が発生した場合
- (6)当社システム内に保管された契約者のデータ等に係る損害
- (7)天災・自然災害等不可抗力による損害

## 第8章 雑則

### 第30条(契約の義務)

1. 当社は、本サービスに登録する内容および契約者が本サービスを利用して行う行為について一切責任を負わず、契約者は、契約者の本サービスの利用により、他の契約者もしくは第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において、解決する義務を負うものとします。
2. 契約者は、当社から付与された識別符号、インターネットアドレス、ドメイン名の管理責任を負うものとし、識別符号、インターネットアドレス、ドメイン名を忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
3. 契約者は、本サービスを第三者に利用させてはならず、万一契約者のIDを用いて契約者以外の第三者が同サービスを利用した場合には、その利用に関し全責任を負うものとします。
4. 契約者は、当社の本サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
5. 契約者は、本サービスのサーバの移動など環境の変更が生じた場合には、保管データの移管処理など適切な処理を取るものとします。
6. 契約者は、本サービスの機能を利用して取得した契約者の個人情報および当該機能を善良なる管理者の注意義務をもって使用および管理するものとします。

### 第31条(当社のIDの設定と情報の利用等)

1. 当社は、当社の運用管理者が契約者に代わって利用する為のIDを発行し、設定代行・障害調査・その他の目的で、契約者の事前の了解を得ず、そのIDを使って契約者としてログインすることがあります。
2. 当社は、本サービスの運営上必要と認める範囲で、本サービスへの利用申込み時に受領した契約者の情報を、他の契約者に開示することができるものとします。
3. 当社は本サービスを通じたデータを個人情報や企業を特定できないよう集計・加工・分析した統計データを作成することがあり、当社はなんら制限なくこの統計データを利用することができるものとします。

### 第32条

契約者は、当社から開示された一切の情報について、秘密情報として取扱うものとします。但し、以下の各号に該当することが書面により証明できるものは、秘密情報から除外するものとします。

- ①当社から開示がなされたとき、既に公知となっていた、または既に知得していたことが立証できるもの
- ②当社から開示がなされた後、契約者の責に帰せざる事由により公知となったことが立証できるもの
- ③開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したことが立証できるもの
- ④秘密情報によることなく独自に開発したことが立証できるもの
2. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なしに、①秘密情報を当該秘密情報の開示の前提となった開示目的に関する打合せ、交渉または取引の目的以外に利用しないものとし、②秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。
3. 契約者は、自己の役員または従業員といえども開示目的のために秘密情報を知る必要がある者に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた役員または従業員が秘密情報を開示目的以外の目的に利用したり、第三者に開示または漏洩したりしないよう厳重に指導および監督するものとします。
4. 契約者は、秘密情報を記載または包含した文書または記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得るものとし、本条第2項および第3項に準じて複製物を管理するものとします。
5. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なしに、開示目的に関する打合せ、交渉または取引の事実、過程または結果を第三者に開示または漏洩しないものとします。
6. 契約者は、業務委託先等(契約者の子会社および関連会社を含みます)に秘密情報を開示する場合には、当該業務委託先等に対し本条と同等以上の秘密保持義務を事前に課すものとし、当該業務委託先等の行為について、当社に対し監督の責任を負うものとします。また、当該業務委託先等がさらなる業務委託先等に秘密情報を開示する場合においても同様とします。
7. 契約者は、開示目的が消滅若しくは終了した場合、または当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報、秘密情報を記載または包含した文書および記録媒体等並びにそれらの全ての複製物について、返却、廃棄その他の処分をなすものとし、当社の要請に基づきその証明書を交付するものとします。

### 第33条(協議)

本約款に記載されていない事項で本サービスを提供する上で必要な細目事項については契約者と当社で協議の上定めるものとします。

### 第34条(管轄裁判所)

当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

1. この約款は 2004 年 12 月 15 日より効力を発するものとします。
2. 2006 年 9 月 1 日追記
3. 2006 年 9 月 28 日追記
4. 2007 年 6 月 25 日改定
5. 2007 年 11 月 1 日追記
6. 2008 年 4 月 18 日追記
7. 2008 年 11 月 17 日追記
8. 2015 年 3 月 27 日追記
9. 2015 年 4 月 1 日追記